明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一　○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（内閣府二八七～三〇三）

二　○総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（同三〇四、三〇五）

三　○平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長を選任した件（中央選挙管理会二〇）

四　○平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区、東北選挙区及び北関東選挙区における選挙長を選任した件（同一二）

○日本国に帰化を許可する件（法務四九五）

○盗取された国内文化財を公示する件（文化庁四四）

○中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（農林水産二四九三）

五　○海面漁業生産統計調査規則第四条第四項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件の一部を改正する件（同二四九四）

○保安林の指定をする件（同二四九五～二四九七）

○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通一三四二）

六　○特例港湾運営会社の指定の申請の内容を縦覧に供する件（同一三四三）

○航路標識に関する件（海上保安庁二六六～二七五）

七　○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境一六三）

八　○道路に関する件（中部地方整備局二〇二）

〔人事異動〕

九　内閣　法務省　外務省　海上保安庁

〔皇室事項〕

九　内閣

〔官庁報告〕

九　官庁事項

九　北上川水系等四水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）

九　労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）

最低賃金の改正決定に関する公示（秋田労働局最低賃金公示六、栃木同五、六、東京同六、新潟同四、島根同五、岡山同七、宮崎同二）

一〇　〔資　料〕

閣議決定等事項

〔公　告〕

諸事項

官庁
土地家屋調査士懲戒処分関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

会社その他

告示

一〇　○内閣府告示第二百八十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百四十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

一〇　○内閣府告示第二百八十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百四十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一二　一　名称　株式会社みずほコーポレート銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

一三　○内閣府告示第二百八十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第二百九十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年九月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号